

改正後	改正前
<p>4 実施体制</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>適切な方法により</u>、公表するものとする。 <p>また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) 	<p>4 実施体制</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>紙媒体又は備え付けのインターネット端末により</u>、公表するものとする。 <p>また、都道府県知事が、<u>インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に</u>、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略)